

●特集 『生徒指導提要』改訂版を教育相談で活用する

リーガル・ナレッジに基づく 発達支持的生徒指導の充実を

前半で、座長として改訂版の作成に込めた思いを自分史を紹介しながら述べ、後半で、改訂版と旧版とを比較しながら改訂のポイントを紹介していきたいと思います。

東京理科大学教授

『生徒指導提要』改訂版座長

八並 光俊

やつなみ みつとし 米国務省から、次世代の日本のリーダーに選出。座右の銘は、故湯川秀樹先生の「一日生きることは、一歩進むことである」とです。日本生徒指導学会会長、中央教育審議会委員。

はじめに

『生徒指導提要』改訂版（以下、改訂版）のための「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」の座長を務めさせていただきました。協力者会議の先生方や文部科学省の担当の方々と議論を重ね、ようやく改訂版発行の運びとなりました。

この改訂版は、ここに至るまでの生徒

指導の研究者や、学校現場で実践してきた先生方の叡智が結集されたものです。生徒指導にかかわるすべての方々に感謝申し上げます。

本稿では、前半で、座長として改訂版の作成に込めた思いを自分史を紹介しながら述べ、後半で、改訂版と旧版とを比較しながら改訂のポイントを紹介していきたいと思います。

自分史からの思い

1 苦境に立つ子どもの救済

私は、小学校三年生になったとたんに、複数の児童から暴力的ないじめを受け、命を守るために不登校を選択しました。また、同時に、父親が難病に倒れ、その後きょうだい四人で看病をしながら、奨学金で高校から大学院まで過ごしました。つまり、ヤングケアラーで長年過ごしました。

そのような生活経験から、自分と同じような境遇の子どもや、もっと苦境に立っている子どもを助けたいと思ってきました。

また、子ども救済の近道は、教職員、保護者、地域住民および関係機関の方々の生徒指導への理解の深まりしかないと思ってきました。その具体的方法の模索が、私自身の生徒指導研究につながっており、今回の改訂版の作成にかける意気込みとなりました。

2 フロントティア・スピリットの貫徹

貧しい私が身を起すためには、学問しかありませんでした。四十年前は、国立大学の大学院進学も難しく、博士課程からすぐに大学教員になれるわけでもありませんでした。

その状況下で、私は当時、学問として認知されていなかった生徒指導を研究テーマにしました。わずかに先達はいったものの、私の思う生徒指導とは異なっていました。

生徒指導研究の開眼の契機は、アメリカへの国費留学でした。そこで、スクールカウンセリングの源流となるガイダンス・アンド・カウンセリングを学び、帰国後、新たな生徒指導研究を推し進めました。

まだ生徒指導学会がなかったので、教育心理、学校心理、教育相談、進路指導などの諸学会で、発表を繰り返し、論文や本を書きまわりました。同時に、文部科学省での仕事も徐々に増え、生徒指導、教育相談、非行問題などの研究協力者を多数経験しました。また、視学委員もし

ました。

今もって、孤高の名もなき大学教員ですが、生徒指導研究に関しては、初心を忘れずに、不断の努力は怠っていないつもりです。

3 デジタルテキストへの挑戦

私は、二〇代半ばから、主に理系の研究者が使用する $\text{\LaTeX}$ （ラテフまたはラテック）という国際的な科学論文作成ソフトを使っていました。それを使えば、見栄えも機能性も高いデジタルテキストを、自前でできるという確信をもっていました。そこで、改訂版は、デジタルテキストで作成させてほしいと文部科学省に提案しました。

余談ですが、デジタルテキスト作成は茨の道でした。ゼロからデザインを構築し、ワード文書をすべてデジタルテキスト化し、文書内のリンクや外部のリンクを埋め込む作業は、正直命がけでした。約四千時間をかけて、独りで不眠不休状態でデジタルテキスト化しました（ちなみに謝金はなしです）。

『生徒指導提要』改訂版の周知・普及には、デジタルテキストしかないと思っています。文部科学省のホームページからデジタルテキストをダウンロードできますので、ぜひお読みください。

『生徒指導提要』のポイント

次に、改訂版と旧『生徒指導提要』（以下、旧版）との顕著な違いについて、お話ししたいと思います。まず、先に触れたとおりデジタルテキストになっていますので、見た目と機能性が大きく異なります。また、全体の文字数もずいぶんと増えています。

1 子ども主体の定義と目的

改訂版では、旧版のように「生徒指導の意義」というようにぼかさずに、「生徒指導の定義」を次のように明示しています。

「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へ

と、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。」

また「生徒指導の目的」としては次のように明示しています。

「生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。」

この定義と目的から、生徒指導の主役は子どもであり、教職員は彼らの成長・発達を支持する、つまり、サポートする専門的なヘルパーだと言えます。生徒指導は、まさに人間教育であり、総合的な個別発達支援だと言えるのです。

2 2軸3類4層の重層的支援構造

改訂版では、生徒指導を、時間性・課題性・対象性から、「2軸3類4層構造」

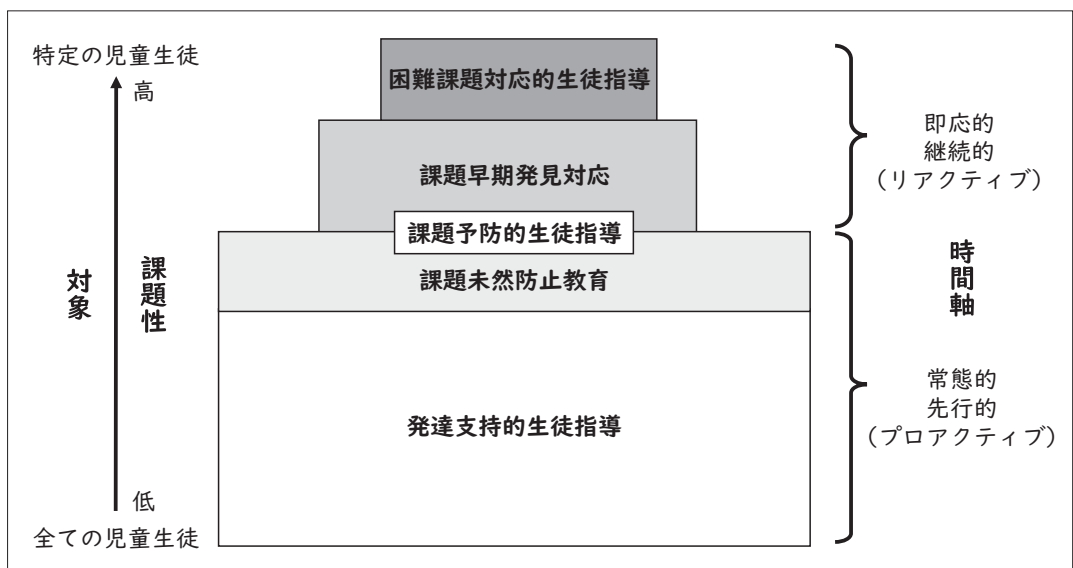
という重層的支援構造で示しています（図）。

改訂版で重視しているのは、すべての子どもを対象とした「発達支持的生徒指導」と、「課題予防的生徒指導」の中の「課題未然防止教育」です。別な表現をすると、「育てる」生徒指導・教育相談であり、子どもの将来のキャリア実現を見据えた先手型・予防型の「プロアクティブ」生徒指導の充実です。

日頃の授業や体験活動などを通しての、子ども自身の自己存在感の感得や共感的人間関係づくりは、言語表現や人間関係に起因するいじめの防止や不登校にも効果的です。

また、コミュニケーション能力や人間関係能力といった社会的スキル教育プログラムの実施（アメリカではガイダンス・プログラムまたはガイダンス・カリキュラムと呼称）や、いじめ防止教育、非

図 生徒指導の重層的支援構造（『生徒指導提要』改訂版「2軸3類4層構造」）



行防止教室、SOSの出し方教育、自殺防止教育などの課題未然防止教育を計画的に行うことが大切です。

3 総合的子ども理解と学級・ホームルーム経営

忘れてならないのは、重層的支援構造の基盤には、総合的子ども理解と学級・ホームルーム経営がある、ということです。

まず、生徒指導が個別最適化されるためには、子どもの学習面、心理・社会面、進路面、健康面だけでなく、彼らを取り巻く学級・ホームルーム、学年、学校環境、家庭環境、地域環境など、個と集団からの総合的な子ども理解が必要です。言い換えれば、総合的なアセスメントがすべての生徒指導の鍵だということです。

また、『学習指導要領』の「総則」で新たに加えられた「児童（生徒）の発達の支援」の節において、「学級（ホームルーム）経営の充実」が明記され、支持的・信頼的・規範的な学級・ホームルーム集団の形成も鍵となります。

4 リーガル・ナレッジとコンプライアンス

旧版の刊行（平成二二年）以降、「いじめ防止対策推進法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」などが公布・施行されました。そのため、旧版はどうしても実用から遠くなりました。

改訂版では、生徒指導関連法規を提示して、教職員の法知識、すなわち、リーガル・ナレッジの定着と、コンプライアンスの徹底を強調しています。

なお、デジタルテキスト化することにより、それらの法律や通知等にリンクを張り、クリックすることで簡単に参照できるようにしてあります。

今後の生徒指導・教育相談の重点

.....

1 生徒指導と教育相談の一体的取り組み

今後の生徒指導では、生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して、

総合的なアセスメントに基づく、図に示したような2軸3類4層の生徒指導を組織的・計画的に実践していくことが望まれます。

いじめを例にすると、「いじめ重大事態ゼロ」「いじめ自死ゼロ」を掲げ、いじめが起きないようにするにはどうしたらよいかを検討します。人を侮蔑し、傷つける言葉ではなく、むしろ、相手の話を傾聴する態度や励ます言葉の学習を、国語科、道徳科、特別活動で行います。あるいは、いじめ防止対策推進法や自校の学校いじめ防止基本方針を学習するなど、発達支持的生徒指導の充実が今後の重要な課題であると思います。

2 地域社会総がかりの生徒指導

チーム学校や働き方改革の中で、『生徒指導提要』改訂版を共通知識として、保護者や地域住民、関係機関の方々の学校運営への参画や協力は不可欠です。

その意味で、地域社会総がかりの生徒指導体制づくりも今後の大きな課題だと思います。

1

まずここから 「重大事態ガイドライン」 改訂の要所



東京理科大学教授／
日本生徒指導学会会長

八並光俊

ポイント

重大事態調査では、平時の構えと迅速かつ円滑なスタートが、成否に影響を与えます。そこで、重大事態調査の意味・目的、調査組織、関係する児童生徒・保護者とのインフォーマド Consent などに関点を当てて説明します。

ガイドラインの改訂の背景

重大事態については、「2023年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（以下、生徒指導調査と略）によると、過去最多の1,306件でした。この数値は、いじめ防止対策推進法の施行時（2013年）と比較すると約7倍、コロナ以降の2021年と比較すると約2倍弱となっています。いじめ問題による自死人数は、7人と憂慮すべき状況です。

他方、法施行から12年が経過しますが、重大事態に関連した事案では初動ミスが指摘されます。たとえば、2023年4月に、国立大学教育学部附属小学校で、

重大事態報告を1年以上怠ったと報道されました。その後、6月に別の国立大学附属小学校で、いじめ重大事態が発生していたにもかかわらず、担任と管理職の情報共有がうまくいっておらず組織的対応がなされなかったと報道されました。結果的に、いじめ被害児童は転校しています。これらを受けて、文部科学省は、7月に「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を、全国の学校に通知するとともに公開しました。

両事案とも、「いじめ防止対策推進法」（2013年）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定・2017年）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（2017年、以下、旧版と略）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（2016年、以下、不登校調査指針と略）に関する知識不足に起因しています。学校や大学が、いじめ関連の法やガイドライン等を知っていれば、いじめ被害児童は転校せずにすんだ可能性は高いです。

2024年9月に、旭川市で起きた女子中学生のいじめ重大事態に関する再調

査委員会の報告書が公表され、大きな話題となりました。同報告書では、学校や市教育委員会のいじめの認知を問題視しています。また、旭川市いじめ防止等対策委員会が2022年9月に公表した調査報告書では、学校や市教育委員会の法やガイドライン等の知識不足を指摘しています。

こうした状況のなかで、児童生徒の人權、生命、未来を守る意味から、これまでの重大事態調査の実態分析を文部科学省で行い、同省のいじめ防止対策協議会で議論を重ね、なおかつ、パブリックコメントの意見を参考に改訂（以下、改訂版と略）がなされています。

改訂版の形式面と内容面の特色

(1) 形式面の特色

形式面での特色としては、以下の三点があげられます。

① 合冊と理解促進の工夫

改訂版（12章・総頁数67頁）では、旧版（10項目・総頁数18頁）と不登校調査指針（3項目・総頁数14頁）の内容を含めて、再編集と補足を行っています。分量

は倍加していますが、理解を容易にするために、各章の冒頭でポイントや法・基本方針の関連する規定を示しています。

② 文末表現による誤読防止

読者の誤解を最小化するための文末表現を工夫しています。「はじめに」にあるように、実施義務事項は「～するものとする」「～が必要である」、努力義務事項は「～が望ましい」、方策例示事項は「～することが考えられる」と表記されているので、文末表現に注意してください。

③ 頻出用語の定義

改訂版の頻出用語の定義は、読み始め段階で理解しておいてください。とくに旧版ではいじめ被害児童生徒・加害児童生徒という表記がされていましたが、改訂版では前者は対象児童生徒、後者は関係児童生徒という表記になっています。

(2) 内容面の特色

内容面での特色としては、旧版になかった以下の2章が重要です。括弧内の頁数は、改訂版での記載頁を示しています。

① 第1章「重大事態調査の概要及び調査の目的」

重大事態については、法28条で規定さ

れています。「疑い」段階から動き出すことの重要性が明記されています。たとえば、不登校重大事態で、欠席が30日に達するまでは重大事態として動かない、あるいは、教育委員会等に報告・相談・協議をしない学校があります。これによって、取り返しのつかない事態に発展します。

本調査は、いじめの事実解明と再発防止に力点があり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでありません。公立学校における重大事態調査の一般的流れが、フロー図（4頁）として示されているので、理解しておいてください。

② 第2章「いじめ重大事態に対する平時からの備え」

重大事態調査のガイドラインですが、重大事態ゼロを目指すことが大切です。重大事態を深刻化させないためには、法やガイドラインに準拠した組織的対応の機能不全の防止が求められます。学校においては、『生徒指導提要』（第4章「いじめ」・第10章「不登校」）による自己学習や校内研修の実施と、年度当初の学校

いじめ防止基本方針の全教職員の理解と児童生徒および保護者への周知が最も重要です（6頁）。

また、自校のいじめ防止組織が、いじめ防止等のコントロールタワーなので、その役割や対応フロー、対応記録や会議の開催など教職員間で共通理解を図っておいてください。

設置者においても、指導主事、大学当局や学校法人の基礎知識不足は否めないもので、改訂版や『生徒指導提要』による法・ガイドライン等の理解は必須です。所轄の学校への助言・指導の際は、弁護士等の助言等を受けられるように法務相談体制の充実が望まれます（8頁）。

このほか、第三者委員会の設置を念頭に入れると、教育・法律・心理・医療・福祉に関する職能団体との平素の連携体制をつくっておくのがよいでしょう。

実務上留意すべき四つのポイント

重大事態調査の実務を迅速かつ円滑に進めるには、学校・設置者の調査のかまえや実施前の関係する児童生徒と保護者とのインフォームドコンセント（同意と納

得）が、最も重要となります。その際に、留意すべき事項を四つ取り上げます。改訂版では、第1章（第7章に該当します）。

(1) 事実説明・再発防止・支援と指導の取り組み

学校の設置者および学校の基本的姿勢では、いじめの事実関係を明らかにして、事実説明に真摯に注力することと、再発防止を確実に実践できるような姿勢で取り組みることが必要です（9頁）。

また、調査と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導および支援等を行ってください。とりわけ、いじめを犯罪行為（ネットでの誹謗中傷・性暴力・高額のお金銭搾取等）として取り扱うべき場合は、躊躇せずに所轄の警察に相談して連携し、場合によっては通報して援助を求めなければなりません。

なお、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法を工夫するなどして、検証することが必要となります（10頁）。

(2) 児童生徒・保護者からの申立て
教職員がいじめを知るきっかけは、前

述の生徒指導調査でもわかるように、対象児童生徒本人やその保護者の申立てによる場合が多いです。

「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当てる必要があります（14頁）。その際、別添資料2（49～50頁）に示した「いじめ重大事態に係る申立様式」を活用して、教職員が不知の事実を把握し、保護者との意思疎通や情報共有を図ることが望まれます。

対象児童生徒が、転学・退学・卒業後に申立てが行われる事案も、相当数見られます。その場合、調査に困難性は伴いますが、重大事態の場合には調査を行うことが必要となります（15頁）。

(3) 発生報告と調査組織の編成

公立学校で重大事態が発生した際は、教育委員会経由で地方公共団体の長に重大事態が発生した旨を報告しなければなりません（16頁）。発生報告先は、設置者ごとに異なるので注意が必要です。

調査組織の編成は、設置者が判断をします。設置者主体（教育委員会等方式・

第三者委員会方式）か、学校主体（学校いじめ対策組織方式・第三者委員会方式）に大別されます。

教育委員会等方式と学校いじめ対策組織方式においては、公正・中立性を確保するために、職員のほかに必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SW）等の専門家が参画した第三者性が確保された調査組織にすることが望ましいです。第三者委員会は、すべての調査委員が第三者で構成された組織です（21頁）。

ここでの「専門家」とは、法律（弁護士）、医療（医師）、教育（大学教員）、心理（SC）、福祉（SSW）等の専門的知識および経験を有する者を指します（括弧内は具体例）。また、「第三者」とは、職能団体からの推薦等を受けた、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者を指しています。

第三者委員会方式の採用は、①対象児童生徒が自死またはその疑いがある、②対象児童生徒と関係児童生徒の間で、被

害と加害が錯綜して複雑化している、③学校と関係する児童生徒の間に不信感が生じている場合が想定されます（22頁）。

(4) 調査実施前の事前の説明

重大事態調査の実施前に、対象児童生徒・保護者へ十分な説明を行って、同意を得て納得してもらうというインフォームドコンセントが必要となります（25頁）。事前説明は、次のように2段階に分けて行うことが望ましいです。

第一段階のいじめ重大事態が発生した直後の説明項目として、①重大事態の別・根拠、②調査の目的、③調査組織の構成に関する意向の確認、④調査事項の確認、⑤調査方法や調査対象者についての確認、⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介があげられます（26頁）。

第二段階の調査組織が整った段階での説明項目として、①調査の根拠・目的、②調査組織の構成、③調査時期・期間（スケジュール・定期報告）、④調査事項・調査対象、⑤調査方法（アンケート調査の様式・聴き取りの方法・手順）、⑥調査結果の提供があげられます（27頁）。なお、事前説明は対象児童生徒・保護者

だけでなく、関係児童生徒・保護者にも必要です（30頁）。

国からの報告依頼と助言の活用

最後に、2023年4月1日より、文部科学省とこども家庭庁は、各学校または学校の設置者が行ういじめ重大事態調査について、運用改善を図る等の取り組みを行う目的で、いじめ重大事態の発生に関する報告、いじめ重大事態調査の開始に関する報告、いじめ重大事態調査報告書の提出への協力依頼をしています（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/140142_00001.htm）。

また、重大事態を経験していない公立学校、国立・私立大学附属学校、私立学校では、改訂版を事前に学習していても、現実場面では苦慮することが想定されます。たとえば、第三者委員を、どのような職能団体に依頼すればよいかわからない。そのような場合は、こども家庭庁に2023年に新設された「いじめ調査アドバイザー」制度を活用してみてください（<https://www.cfa.go.jp/policies/jiime-boushi/jiime-chousa>）。